

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和六年四月十六日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 保 阪 努

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出 をした者の氏名	資金管理団体の 名称	取消年月日
花上 功	花上功後援会	六、一、一九
比留川政彦	比留川政彦後援会	六、一、二三
藤田 昇	藤田のぼる後援会	五、一二、二五
武藤 正人	むとう正人後援会	五、一二、二八
米加田啓介	めかた啓介後援会	五、一二、二〇
山田 琢二	次世代に糧をつなぐ会THINK	六、一、三〇